



2020年5月20日

各位

会社名 オンキヨー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大舘宗徳  
(JASDAQ・コード6628)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役 林 亨  
電話番号 06-6747-9170

**第8回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ並びに  
第8回新株予約権及び第9回新株予約権の調達する資金の具体的な使途、資金の額  
及び支出予定時期の変更に関するお知らせ**

当社は、2020年1月17日付にて発行いたしました当社第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）の残存する全部を取得及び消却することを2020年5月20日付の取締役会において決議いたしました。また、第8回新株予約権の取得に伴い、当社第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）の調達する資金の具体的な使途及び資金の額並びに支出予定時期の変更がございますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 第8回新株予約権の取得並びに消却

1. 第8回新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、2020年1月17日付のEVO FUNDを割当先とする第三者割当の方法による第8回新株予約権の発行により資金調達を行っておりますが、第8回新株予約権については、本日現在において、260,000個の行使が完了しており、調達した金額は約503百万円となっておりますが、当社の2020年4月における月間終値平均株価は10.19円と当初行使価額（28円）と実勢価額が著しく乖離しており、当初の予定通りの行使による資金調達が達成できない状況が続いてまいりました。当社は、調達できなかった営業債務及び有利子負債の支払いのための資金が必要になることから、本日付の取締役会において、第8回新株予約権については取得及び消却し、新たに第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））を行うことを決議いたしました。なお、新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））の詳細につきましては、本日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、第9回新株予約権については、当社における資金の必要性は引き続き存在していることから、このたびの取得及び消却の対象とはしておりません。

2. 取得及び消却する本新株予約権の内容

取得及び消却する新株予約権の名称	オンキヨー株式会社第8回新株予約権
取得及び消却する新株予約権の数	1,240,000個（新株予約権1個当たり100株）
取得価額	合計3,472,000円（新株予約権1個当たり2.8円）
取得日及び消却日	2020年6月4日
消却後に残存する新株予約権の数	0個

3. 今後の見通し

2021年3月期連結業績への影響については、現在未開示の親会社株主に帰属する当期純利益の予想値開示時に織り込む予定です。

II. 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の調達する資金の具体的な使途、資金の額、支出予定時期の変更  
 1. 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の調達する資金の具体的な使途、資金の額、支出予定時期の変更理由

営業債務の支払い状況を改善するために、当社は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区、代表取締役：ジョン・ローソン）から、2019年12月25日付で総額500百万円の借入（以下「本当初借入」といいます。）を行うとともに、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする新株式（以下「本新株式」といいます。）、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）、第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）及び第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といい、第8回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、総称して「本第三者割当」といいます。）、割当予定先との間における、本新株式の発行に関する株式発行基本契約の締結並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する買取契約の締結、並びにEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区、代表取締役：ジョン・ローソン）との間で無担保ローン・ファシリティ契約（以下「本借入契約」といい、本借入契約に基づく借入を以下「本借入」、本借入と本第三者割当による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）の締結を、2019年12月27日付で決議いたしました。2020年1月17日以降、第8回新株予約権の行使並びに本新株予約権付社債の転換及び新株式の発行が順次行われ、2020年4月30日時点で総額約1,636百万円の調達が完了しております。それらの金額と経常収入を用いて営業債務の支払いを行った結果、2020年3月末時点で「遅延している営業債務」及び「通常の営業債務の支払い」を合わせた営業債務総額は、2019年11月時点の約13,000百万円から、約3,600百万円減の約9,400百万円となっております。

しかしながら、2020年1月頃に発生した中国湖北省を中心とした新型コロナウイルスの蔓延によって、世界的な株式市場の低迷が発生したことにより、株式市場での当社株価も影響を受け、当社の2020年4月における月間終値平均株価は10.19円と本新株予約権の下限行使価額を下回る株価水準となり、新たな行使が見込めない状況となっております。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、インド及びマレーシアにある当社グループの各工場は、政府及び地方自治体の要請に基づき、稼働を停止しており、また、欧米等、海外の販売代理店でも、ほぼ全ての拠点で在宅勤務を余儀なくされております。在庫として保有している商品の販売店への出荷は継続しておりますが、多くの販売店が閉鎖されているため、販売活動は限定的な状況となっており、経常収入も減少し、資金繰りは大変厳しい状況を強いられております。

上記のような状況により、第8回新株予約権の取得及び消却を本日付で決定し、新たに第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））を締結することを決議いたしました。それに伴い、第8回新株予約権の取得及び消却に伴う資金額の変更、第9回新株予約権の資金使途を当初予定おりました「通常の営業債務の支払い」から「遅延している営業債務の支払い」への変更及び支出予定時期の変更をいたします。

2. 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の調達する資金の具体的な使途及び資金の額並びに支出予定時期の変更内容

資金使途及び資金の額並びに支出予定時期の変更内容は次のとおりであります。

（変更箇所は下線で示しております。）

<変更前の調達する資金の額>

資金調達方法	金額（百万円）	調達（予定）時期
本新株式（第1回）	342	2020年3月6日
本新株式（第2回）	234	2020年3月25日
本新株式（第3回）	180	2020年4月13日
本新株予約権付社債	500	2020年1月～
第8回新株予約権	<u>4,204</u>	2020年3月～ <u>2022年1月</u>

資金調達方法	金額 (百万円)	調達 (予定) 時期
第9回新株予約権	<u>1,403</u>	<u>2021年3月～</u> <u>2023年1月</u>

<変更後の調達する資金の額>

資金調達方法	金額 (百万円)	調達 (予定) 時期
本新株式 (第1回)	342	2020年3月6日
本新株式 (第2回)	234	2020年3月25日
本新株式 (第3回)	180	2020年4月13日
本新株予約権付社債	500	2020年1月～
第8回新株予約権	<u>503</u>	<u>2020年3月～</u> <u>2020年5月</u>
第9回新株予約権	<u>1,270</u>	<u>2020年6月～</u> <u>2022年1月</u>

<変更前の調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	資金調達方法	金額 (百万円)	支出予定時期
① 遅延している営業債務の支払い	本新株予約権付社債	500	2020年1月
	本新株式	756	2020年3月～2020年4月
	第8回新株予約権	3,000	2020年4月～2020年9月
② 通常の営業債務の支払い	第8回新株予約権	1,204	2020年3月～2022年1月
	第9回新株予約権	903	2021年4月～2023年1月
③ 借入金の弁済※1	第9回新株予約権	500	2020年4月～2022年1月

<変更後の調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	資金調達方法	金額 (百万円)	支出予定時期
① 遅延している営業債務の支払い	本新株予約権付社債	500	2020年1月
	本新株式	756	2020年3月～2020年4月
	第8回新株予約権	<u>428</u>	<u>2020年3月～2020年6月</u>
	第9回新株予約権	<u>770</u>	<u>2020年6月～2020年8月</u>
② 通常の営業債務の支払い	第8回新株予約権	<u>75</u>	<u>2020年3月</u>
	第9回新株予約権	<u>—</u>	<u>—</u>
③ 借入金の弁済	第9回新株予約権	500	2020年4月～2022年1月

(注) 調達資金は、①、③、②の順に優先的に充当する予定です。

※1 現在の計画では本借入契約に基づく借入金500百万円の弁済を第9回新株予約権の行使により調達した金額で行う予定です。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

① 遅延している営業債務の支払い

当社は、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」内の「2. 募集の目的及び理由 (2) 今回の資金調達の目的」に記載のとおり、運転資金が不足し、営業債務の支払い遅延が発生しており、この支払いを可及的速やかに行う必要があるため、本資金調達による調達額をこれに充当してまいります。当社は、2019年11月末時点での営業債務の支払い遅延は6,162百万円でしたが、2020年3月末現在では、約6,500百万円に増加しており、早急に営業債務の支払いを行わなければ、さらに財務状況が悪化する可能性があります。営業債務の支払い遅延には、部品ベンダーへの未払い、完成品生産工場への未払い、特許料の未払い等を含みます。運転資金が不足している状態が続く場合、営

業債務の支払い遅延金額がさらに増加する可能性があります。また、一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められていることに加え、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止などにより、生産ラインの停止などが発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が発生しており、通常の事業活動が継続し難い状況に陥っております。そのため当社は本資金調達により、営業債務の支払い遅延の解消を進め、事業を継続させることが、そのような事態を回避するための最善の手段と考えており、大規模な希薄化を発生させることになるとはいえ、最終的には既存株主様の利益を守ることにつながるものと考えております。

営業債務の支払い遅延の解消につきましては、本新株予約権付社債の発行により調達が見込まれる約 500 百万円並びに本新株式の発行により調達が見込まれる約 756 百万円及び第 8 回新株予約権の行使により調達が見込まれる約 306 百万円を用いて、かつ経常収入からも引き当てを行い、合計約 2,000 百万円を遅延している営業債務への支払いに充てております。しかしながら、2020 年 11 月末時点での通常の営業債務の一部について、支払いを行うことができなかったことや新たな支払い条件の見直しにより、営業債務への支払い遅延額が約 2,300 百万円増加し、2020 年 3 月末時点で約 6,500 百万円となっております。そのため、2021 年 3 月期において、保有資産の売却による対価約 1,000 百万円、D E S による営業債務と新株式の交換により約 701 百万円の返済、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の行使により調達が見込まれる約 892 百万円、本借入契約により調達する 500 百万円、さらに現在複数の候補先と具体的な協議に入っておりますホーム A V の売却による譲渡対価を用い、かつ経常収入からも引き当てを行うことにより、総額 6,500 百万円を支払い、早期の営業債務の支払い遅延の解消を行うことを予定しております。

## ② 通常の営業債務の支払い

通常の営業債務につきましては、2020 年 3 月末までにおいて、第 8 回新株予約権の行使により調達が見込まれる約 75 百万円を用い、さらなる支払い遅延を発生させないように努めておりますが、上述の一部債務が営業債務への支払い遅延に移行したことに加え、2019 年 11 月発表の合理化策により、人件費や賃借料といった固定費の削減や部門経費見直し等により、約 1,700 百万円の債務削減を行っております。その結果、2019 年 11 月末時点での通常の営業債務は約 6,900 百万円でありましたが、2020 年 3 月末時点での通常の営業債務は約 2,900 百万円となっており、約 4,000 百万円減少をしております。引き続き、さらなる営業債務の支払い遅延を防止するべく、現状の遅延している営業債務の解消に努めるとともに、経費削減等による支出の抑制を行い、新たな営業債務への支払い遅延を発生させないように努めます。

## ③ 借入金の弁済

本借入契約において、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による調達金額により期限前弁済をすることが定められています。よって、本借入契約に基づく借入の直後に発行される本新株式及び行使される本新株予約権による調達額は、本借入契約に基づく借入の弁済に使われることとなります。また、本当初借入契約の規定に基づき、2020 年 2 月 1 日以降に期限前弁済を行う場合、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による調達金額を当該期限前弁済に充当する予定です。

当初、2020 年 3 月までに本借入契約に基づき 500 百万円の借入を行う予定をしておりましたが、現時点では 500 百万円の借入は行っておりません。しかしながら、今後、時期は未定ではありますが、本借入契約に基づき 500 百万円の借入を行う予定をしており、その後、第 9 回新株予約権の行使による調達金額 500 百万円によって当該借入を弁済することを見込んでおりますが、本借入契約に基づく極度額 2,000 百万円の借入については本新株予約権の行使が順調に推移しなかった場合に各月の営業債務の支払い状況と照らし合わせながら借入申込を行う予定です。その為、上記表内における借入弁済に充当する資金調達額については最小で 500 百万円から最大 2,500 百万円を限度として増減する可能性があります。追加での借入不要な状況においては、借入金の弁済をすることなく①の資金使途に充当し、早期における営業債務の支払い遅延分の解消に努めるものとします。

調達金額における各資金使途への充当については、遅延している営業債務の支払いを最優先とし、次点を借入金の弁済とし、通常の営業債務の支払いを最後とするものとします。

以上